

糖尿病性腎症保健指導対象者の選定基準

糖尿病性腎症の病気が第2期・第3期相当の者としてかかりつけ医が推薦する者で
下記1. 2の両方の条件を満たす者。

1. 糖尿病であること【(1)(2)のいずれかに該当】

- (1) 空腹時血糖 126 mg/dl 以上 又は HbA1c6.5%以上
- (2) すでに2型糖尿病と診断され、通院加療中

2. 腎機能が低下していること【(1)(2)のいずれかに該当】

- (1) 尿蛋白(±) 又は、尿中アルブミン 30 mg/gCr 以上
- (2) eGFR 30~60ml/分/1.73 m²

※なお、次のいずれかに該当する者は除く。

- ・ 1型糖尿病の者及びがん等で終末期にある者
- ・ 認知機能障害がある者
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料の算定対象となっている者